参考資料７（第７章関連）

１．「計画標準（案）建設省　昭和 35 年」

1．計画方針

卸売市場，と畜場，火葬場，汚物処理場及びごみ焼却場の計画は都市の総合的な土地利用計画に基づき，最も利便にしてかつ周囲に及ぼす悪影響の少ない環境にその位置を選択し，都市における供給及び処理施設の総合的整備を図り，もって市民生活の向上に資するものとする。

2．計画

2－1 位置

(1) 総則

ア．各施設とも都市計画区域に設けることを原則とするが，必要に応じて都市計画区域外に設けても差し支えない。この場合隣接区域への影響を考慮すること。

イ．風致地区内，景勝地内又は第一種住居専用地域，第二種住居専用地域等優良な住居地域内には設けないこと。

ウ．当該都市において必要な各施設の配置を総合的に勘案すること。この場合汚物処理場とごみ焼却場とは併置しまたは隣接させてもよいが，その他の施設相互の位置または隣接はさけること。

エ．特に構造設備の完備したものについては，その程度に応じて，本標準中位置についての基準を緩和することができるものとする。

(2) 卸売市場

ア．市街地内または市街地周辺で鉄道，港湾または道路による輸送の便が良く，かつ商業地域等集荷搬出に便利な場所を選ぶこと。

イ．主要出入口が交通量の多い幹線道路に直接接しないこと。

ウ．主搬出入路にあたる道路は標準幅員 11 メートル以上とすること。

エ．繁華街をさけること。

オ．附近 100 メートル以内に学校，病院または住宅街がないこと。

(3) と畜場

ア．鉄道または道路による輸送の便のよい場所を選ぶこと。

イ．近傍に適当な排水路がある等排水が容易であること。

ウ．主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。

エ．将来市街化するおそれのない場所を選ぶこと。

オ．附近 100 メートル以内に学校，病院または住宅街がないこと。

(4) 火葬場

ア．恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。

イ．山陰，谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。

ウ．主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。

エ．幹線街路または鉄道に直接接しないこと。

オ．市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。

カ．附近 300 メートル以内に学校，病院，住宅群または公園がないこと。

(5) 汚物処理場

(5) －1　し尿処理場

ア．し尿の搬出入，及び処理後の排水が容易であること。

イ．上水道の取水口の直上流をさけること。

ウ．恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。

エ．人の近接しない場所を選ぶこと。

オ．主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。

カ．市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。

キ．附近 300 メートル以内に学校，病院，住宅群または公園がないこと。

ク．共同し尿浄化槽による処理場については，その規模に応じて 4），6），または 7）の基準を緩和することができるものとする。

(5) －2　下水道終末処理場

ア．集水及び排水が容易であること。

イ．上水道の取水口の直上流をさけること。

ウ．恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。

エ．人の接近しない場所を選ぶこと。

オ．市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。

カ．附近 300 メートル以内に学校，病院，住宅群または公園がないこと。

(6) ごみ焼却場

ア．ごみの搬入及び焼却後の残津の処理に便利な場所を選ぶこと。

イ．恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。

ウ．人の近接しない場所を選ぶこと。

エ．主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。

オ．市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。

カ．附近 300 メートル以内に学校，病院，住宅群または公園がないこと。

2－2　規模

(1) 配置と施設数

ア．各施設はそれぞれ 1 ケ所に集約すること。ただし次の各号の 1 に該当する場合は数ケ所に分散設置してもさしつかえない。

（ア）人口 50 万人以上の都市，または地形が著しく複雑な都市において，輸送上，利用上，または効率上好ましくない場合。

（イ）卸売市場で青果と鮮魚を分離する場合，または集荷搬出の便が害され，または経営の効率が著しく低下するおそれがある場合。

（ウ）火葬場で炉が 30 基をこえ，会葬者が集中して混雑するおそれがある場合。

イ．隣接市町村との共同設置とすることに努めること。

ウ．将来の予想人口に対して必要な用地面積を確保し，増改築等を考慮して施設配置を計画すること。

(2) 施設の敷地

各施設の敷地面積及び建ぺい率はそれぞれ概ね別表 1．の標準敷地面積または標準建ぺい率によること。ただし標準敷地面積は周囲に及ぼす影響が少ないと認められる場合には実情に応じて同表の最小敷地面積まで減ずることができる。

(3) 供給または処理能力の算定基準

各施設の必要処理能力の算定基準は概ね別表 2．の数値を基準とし，地域の実情を考慮して定めること。

2－3　設計

(1) 総則

ア．各施設の築造物は敷地境界との間に適当な空地を保つように配置すること。

イ．敷地内の通路，駐車用地以外の空地はつとめて緑化すること。

ウ．建築物は小規模の付属家を除いて堅ろうな構造とすること。

エ．必要な除害設備を設ける等敷地外に悪影響を及ぼさないように努めること。

(2) 卸売市場

ア．敷地内に充分な広さの積卸場及び駐車用地を確保すること。

イ．洗浄，排水，廃棄物処理の設備を整備すること。

(3) と畜場

ア．家畜による畜害及び臭気の敷地外への影響を少なくするため，家畜収用施設はできるだけ敷地境界から隔離すること。

イ．給排水設備を完備し，防音措置を講ずること。

(4) 火葬場

ア．構内の既存の風致はできるだけ保存し，緑化につとめること。

イ．会葬者のための待合所及び駐車場を整備すること。

ウ．煙突からの煙塵防止に留意すること。

(5) 汚物処理場

(5) －1　し尿処理場

ア．敷地内をつとめて緑化し，特に敷地周辺及びし尿をおろす場所には塀をめぐらす等周囲からの人目にふれにくいようにすること。

イ．運搬車の駐車用地を確保すること。

ウ．極力悪臭防止のための措置を講じ，排水による河川の汚濁・着色等を防止すること。

(5) －2　下水道終末処理場

ア．敷地内をつとめて緑化し，特に敷地周辺には塀をめぐらす等周囲からの人目にふれにくいようにすること。

イ．極力悪臭防止のための措置を講じ，処理場内の排水はすべて処理施設に収容しうるようにすること。

ウ．主要施設は耐久構造で，かつ下水がもれるおそれのない構造とすること。

エ．沈殿池，沈砂池，エアーレーションタンク等の主要施設がひとつの場合には側管を設けること。

(6) ごみ焼却場

ア．敷地周辺を緑化し，または塀をめぐらす等周囲からの人目にふれにくいようにすること。

イ．運搬車の駐車用地及びごみの集積用地を充分に確保すること。

ウ．ごみの集積場は，はえ，蚊等の昆虫及び臭気の発生を防止するための措置を講ずること。

エ．煙突からの煙塵防止に留意すること。

オ．焼却後の残津及び不燃物の処理施設を考慮すること。

3．表示（省略）

4．都市計画，都市計画事業決定資料

4－1 都市計画として決定する場合の提出資料

(1) 理由書

(2) 現状説明書　人口統計，供給又は処理量推計，予定地説明等

(3) 計画説明書　人口統計，供給又は処理量推計，予定地説明等

(4) 工費概算書

(5) 位置図　　都市計画図を用い，他の供給処理施設の位置を併記

1/3,000～1/10,000

(6) 区域図　　1/600

(7) 配置計画図　1/600

(8) 施設設計図（平面図，立面図）　　1/100

(9) 附近地建物用　1/3,000

(10) その他

4－2　都市計画事業として決定する場合の提出資料

前項の資料の他に次のものを提出する。

(1) 事業決定図（決定区域，施設配置，道路，広場等）　1/600

(2) 事業計画説明書（前項3－1－(3) の補足）

(3) 事業費明細書及び財政計画書

別表１　標準敷地面積，標準建ぺい率

<table>
<tr><th>施設名</th><th>供給処理能力
(1日当たり)</th><th colspan="5">標準敷地面積（m2）</th><th>最小
面積</th><th>標準建
ぺい率</th></tr>
<tr><td>卸売市場</td><td>10トンにつき</td><td colspan="5">2,000</td><td>1,500</td><td>4/10</td></tr>
<tr><td>と畜場</td><td>10頭につき</td><td colspan="5">700</td><td>500</td><td>2/10</td></tr>
<tr><td>火葬場</td><td>10件につき</td><td colspan="5">1,500</td><td>1,000</td><td>2/10</td></tr>
<tr><td>し尿処理場</td><td>10m^{3}につき</td><td colspan="5">2,000</td><td>1,500</td><td></td></tr>
<tr><td>ごみ焼却場</td><td>10トンにつき</td><td colspan="5">1,500</td><td>1,000</td><td>1/10</td></tr>
<tr><td rowspan="5">下水道
終末処理場</td><td rowspan="5">100m^{3}につき
(晴天時)</td><td rowspan="2">計画人口</td><td colspan="2">汚物処理施設有</td><td colspan="2">汚物処理施設無</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>活性
汚泥法</td><td>撒水
ろ過法</td><td>活性
汚泥法</td><td>撒水
ろ過法</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>50万人以上</td><td>400</td><td>560</td><td>250</td><td>350</td><td>－</td><td>1/10</td></tr>
<tr><td>10～50万人</td><td>450</td><td>630</td><td>300</td><td>420</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>10万人以下</td><td>700</td><td>980</td><td>600</td><td>840</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

別表２　供給又は処理能力の算定基準

施設名	単位	算定基準
卸売市場	１人１日あたり	そ菜：200～250g，果物：80～100g，鮮魚：100～120g
と畜場	１人１日あたり	食肉：20～30g
火葬場	１年総人口あたり	死亡率：1%
し尿処理場	１人１日あたり	し尿排出量：1L
ごみ焼却場	１人１日あたり	ごみ排出量：500～1,000g